

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：11101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653028

研究課題名(和文) 市民・裁判員の視点から見た裁判員裁判の検証

研究課題名(英文) Review of the saiban-in trial from the viewpoint of citizens and saiban-in

研究代表者

宮崎 秀一 (MIYAZAKI, SHUICHI)

弘前大学・教育学部・教授

研究者番号：60166147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：主な研究実践として、裁判員経験者や法律実務家をパネリストとする公開シンポジウムを開催し、青森地方裁判所で開廷される裁判員裁判を大学生とともに傍聴し、出張模擬裁判員裁判を実施して中学高校生や市民に評議を体感する機会を提供した。以上の活動の参加者に対するアンケート調査等を通じて得られた主な知見は、裁判員経験者の体験がほとんど社会に共有されておらず、市民が裁判員に選ばれる事前事後の裁判員裁判に関する情報提供と配慮が十分でないこと、法廷傍聴により刑事事件の実情に触れることで学生・市民の裁判員裁判および犯罪への見方が変わりうることと、模擬裁判員裁判の評議を通じて裁判員就任意欲に変化が生じうることである。

研究成果の概要(英文)：This research considered the saiban-in trial from viewpoints of citizens and saiban-in in three projects. First, we have held public symposiums on the saiban-in system which included panelists from among former saiban-in and legal professionals. Second, we observed real saiban-in trials with university students at the Aomori district court. Third, we conducted mock saiban-in trials at junior high schools, high schools and city halls. The main findings on questionnaire surveys to the participants of these projects are as follows. The experience of saiban-in is not necessarily shared by citizens. Due information and care are not provided to citizens and post saiban-in. University students change their views to the saiban-in trial and crime after observing real saiban-in trials. Finally, junior high school and high school students and citizens tend to become positive to serve as saiban-in after their experience of mock saiban-in trial deliberations.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：市民の法感覚 裁判員経験の共有 法教育

## 1. 研究開始当初の背景

裁判員裁判は、2009年5月の実施から1年余を経過していたが、各種意識調査によると、裁判員に選ばれることに対する市民の抵抗感はいまだ根強いものがあった。また、国民に開かれた司法を標榜しながら、審理は平日日中の開廷のため一般勤労者の傍聴は容易でなく、裁判所は国民にとってなお遠い存在であった。そしてもっとも重要な裁判員経験者の体験は、守秘義務の関係から広く把握、蓄積、分析されているとは言い難い状況にあった。

## 2. 研究の目的

本研究は、このような現状に鑑み、裁判員制度の一層円滑な実施と改善とを目的に、「国民の司法参加」を標榜する裁判員制度の核心である、市民としての裁判員の視点から検証を行うものである。検証の手法としては、「裁判員裁判法廷傍聴」・「裁判員経験者インタビュー」・「模擬裁判員裁判」を用いる。

## 3. 研究の方法

(1) 青森地方裁判所で行われる全裁判員裁判（計60件程度）について、研究代表者・同分担者および学生アルバイトがローテーションを組んで法廷傍聴し、裁判員の発言を筆記記録・収集する。

(2) 裁判員経験者に対するインタビューを呼び掛け、応じてくれた裁判員経験者に、研究代表者、同分担者が聴き取りを実施し、筆記記録・収集する。また、シンポジウムにパネリストとして登壇してもらい、裁判員としての経験談を守秘義務の範囲内で語ってもらう。

(3) 架空事件シナリオに基づいた模擬裁

判員裁判を、大学法律系サークルの協力を仰いで県内各所で開催する。サークル所属学生には、裁判官、弁護士、検察官役の一部と裁判員役を務めてもらい、様々な審理・評議パターンで模擬裁判員裁判を実施する。模擬裁判・模擬評議後に質問票を用いた調査を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 本研究で得られた成果

3部門それぞれの調査・研究からは以下のことが明らかとなった。

「裁判員裁判法廷傍聴による裁判員発言の筆記収集（モニタリング）」は、青森地方裁判所における平成23年度から25年度にいたるほぼすべての裁判員裁判について、実施することができた。3カ年を通じて約40件を傍聴し、その収集した裁判員の発言を分析した結果、メディアでは報道されない発言の中にも、これまでの裁判官のみの裁判ではなされないような、市民の視点ならではの発言内容が多く含まれることが分かった。発言の中に現れた裁判員の思い・感覚が実際評議の中でどのように扱われ、判決文にどのように反映されているかを分析することは、評議が密室で行われ、かつ裁判員経験者に守秘義務が課されている現行制度下では困難である。実際に、公判における裁判員の発言と、実際の判決書の比較対照を試みたが、裁判員の発言が明確に判決書に反映されているケースを発見することは出来なかった。しかしながら、制度改善の検討には、裁判員の思い・感覚が評議や判決にどのように反映されているかを検証することが不可欠であるように思われる。

「裁判員経験者インタビュー」は、経

験者へのアクセスが極めて難しい中、3年度内に数名に対して実施することができた。このインタビューを通じて、なかなか表面化しない裁判員の苦悩や、裁判員経験後の心境の変化などを明らかにすることができた。また、裁判員の職務および就任前後の変化の有無、裁判員裁判参加への現実的・心理的阻害要因などについて検討するシンポジウムを3年度内に複数回実施した。これらのシンポジウムには、裁判員経験者延べ9名に登壇してもらい、その経験を、一般市民・国民に語ってもらった。これらのシンポジウムを通じて、市民が裁判員の経験を共有することの重要性が確認できると同時に、現状では裁判員が市民に対してその経験を語る場がほとんど用意されていないことが浮き彫りになった。裁判員経験者の中には、自らの経験を積極的に裁判員を経験していない市民に語りたいて考えている者もいることから、そのような場をどのようにして提供していくかは、今後の課題となり得るであろう。

「模擬裁判員裁判」は、外部に出張する模擬裁判員裁判教室を、中学生、高校生、大学生を含む一般社会人を対象に毎年実施した。また、実際の裁判員裁判を傍聴した学生による模擬評議も行った。これらの模擬裁判員裁判や模擬評議を通じて、裁判員が事実認定の際にどのような点を考慮しているか、また量刑判断の際にどの量刑因子をとくに重視しているかが明確になった。とりわけ目を引くのは、模擬裁判・模擬評議参加者の多くが被告人の裁判後の姿に対して強い関心を抱いた点である。このことは事後のアンケート結果により明らかになっている。また、模擬裁判・模擬評議を通じて、とくに法教育の重要性が自明のもの

となり、そこから新たな取り組みが生まれた。それが、大学の教養科目（研究代表者、研究分担者で担当）の授業において実施した、模擬裁判のシナリオ作成から上演までの一連の体験的な実習である。とくに注目すべきは、前述したような量刑判断において被告人に対する更生に着目する参加者が多かったことから、被告人が有罪となった後の更生保護の実際について、刑務所、保護観察所の業務に関する現場担当者の講話、元受刑者で刑務所出所者の支援活動を行うNPO 法人の当事者を招いてのシンポジウムを実施したことである。これらの取り組みは、市民の司法参加の重みと意義を理解する上で高い評価を得ている。研究当初には想定されていなかった成果ではあるが、裁判員として求められる能力・技能の育成を、法教育の一環としてどう位置づけるかについて、今後の基本枠組を構築することができたことは、本研究の大きな成果の一つと言えよう。

## (2)裁判員制度の課題

本研究を通じて、裁判員制度は、市民・裁判員の視点から見ると、運用面および啓発面でお課題があることも明らかになった。

運用面では、弁護側の立証、弁論の方法が市民レベルからするとしばしば難解であることが挙げられる。シンポジウム登壇者の声を聞いても、検察側の立証に比べて弁護側の立証が分かりにくいということが指摘されていた。また、裁判そのものではないが、裁判終了後の裁判員の会見については裁判所側の一層の理解と協力が求められるという点も、運用面の課題として挙げることができる。裁判員経験者の体験に基づ

く市民レベルの議論は制度検証に有効かつ必要であるため、何らかの形で裁判員の経験を共有する場を確保する必要があるであろう。

次に啓発面では、制度の前提として、法教育の充実を挙げることが出来る。法や裁判に関する学校教育の現状は児童生徒の表面的知識の獲得にとどまっており、結果として、一般市民の裁判員裁判の理解は皮相的次元にある。これを改善していくことが必要になろう。啓発面では、裁判員のみならず法廷傍聴者にも審理を分かりやすくする工夫は必要である。法廷傍聴者も裁判員になり得る可能性のある者であり、また、「裁判員に」ではなく「国民に」開かれた司法を標榜するのであれば、被告人等の関係者のプライバシーに関すること以外は、出来るだけ公判廷に示すべきであろう。この観点からは、たとえば、検察側資料の一部が法廷傍聴者にはモニターに投影されないことは、審理内容の理解を困難にする可能性がある。もっとも市民の司法へのアクセスを妨げる要因になっているのは、基本的には県内で1か所でのみでしか裁判員裁判が行われないという点である。今回研究対象とした青森県内では、青森市にある青森地裁でのみ裁判員裁判が行われており、傍聴に際しては地理的に限界がある。この点に関しては、各地の支部において裁判員裁判の実施を検討するなど、同制度の普及・啓発を推進する上で、裁判所自身がより積極的であって良いのではなかろうか。本研究を通じて、裁判員制度の普及・啓発には、実際の裁判傍聴に加え模擬裁判や模擬評議の体験が効果的であることが実施後の意識調査で明らかになった。この点も踏まえて裁判員制度の普及・啓発活動を再考

する必要があるように思われる。

### (3)今後の研究課題

本研究を通じ、裁判員裁判の件数はもちろんであるが、事件内容、裁判員への就任意欲、証人、被告人への質問などにおける裁判員の審理への関与の度合い、裁判員裁判結果への一般市民の関心、などの点について、地方による特性が存在する可能性が高いと感じた。今後の展望としては、そのような地域特性が、裁判に及ぼす影響について調査研究を試みたいと考える。

## 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

飯考行、アジア・体制移行国における市民の司法参加システムから見た日本の裁判員制度、比較法研究、査読無、vol.75、2013,pp.288-299

飯考行、平野潔、宮崎秀一、裁判員教育の検討、法と教育、査読有、No.2、2012,pp.33-39

平野潔、性犯罪と裁判員裁判、人文社会科学論叢社会科学篇、査読無、No.28、2012,pp.79-102

飯考行、意欲向上へ、法教育とケアを一裁判員経験者へのインタビューから、雑誌 volo, 査読無、No.477,2012, p13

飯考行、平野潔、宮崎秀一、裁判員教育の試行、21世紀フォーラム、査読無、No.7, 2012,pp.51-67

[学会発表](計11件)

Takayuki, Ii、Difficulties to Foster Japan's Saiban-in (Semi-jury) System,

ISA-RCSL (Research Committee on Sociology of Law, International Sociological Association) Annual Meeting, 2013.9.4, Toulouse (France)

飯考行、日本：アジア・体制移行国における市民の司法参加システムから見た日本の裁判員制度、比較法学会、2013.6.1, 青山学院大学

宮崎秀一、平野潔、裁判員教育の実践、日本法社会学会、2013.5.11, 青山学院大学

飯考行、裁判員裁判と市民社会—企画趣旨を兼ねて、日本法社会学会、2013.5.11, 青山学院大学

飯考行、裁判員経験者に学ぶこと、秋田大学社会科教育研究室・秋田法教育研究会共催「裁判員経験者田口真義さんを囲む会」, 2012.12.3, 秋田大学

飯考行、裁判員のインパクト—裁判員経験者へのアンケート中間報告、シンポジウム「罪と罰—市民・裁判員はどう考えるか」, 2012.11.10, 一宮市 i-ビル大会議室

Takayuki, Ii, A Gap Before and After Saiban-in Service , 2012 International Conference on Law & Society , 2012.6.7, Hilton Hawaiian Village, Honolulu, U.S.A.

飯考行、弘前大学における裁判員教育の概要、シンポジウム「市民・裁判員の視点から見た裁判員裁判」2011.10.23, 弘前大学

飯考行、宮崎秀一、平野潔、裁判員教育の構想と試行、法と教育学会、2011.9.4, 学習院大学

飯考行、宮崎秀一、平野潔、弘前大学における裁判員教育の構想、秋田法教育研究会、2011.8.31, 秋田大学

Takayuki, Ii, Encounter with Crime at Saiban-in Trial Reactions of Civil

Participants in Criminal Justice, 国際犯罪学会第16回世界大会, 2011.8.7, 神戸国際会議場

〔図書〕(計2件)

Takayuki, Ii, 'Saiban-in Trial in Aomori District Court'in The Japanese Legal System: An Era of Transition (Ginsburg, Tom & Harry N. Scheiber eds.), The Robbins Collection: Studies in Comparative Legal History, School of Law, UC Berkeley , pp.238 (113-130)

飯考行(田口真義編著)、専門家に聞く(『裁判員のあたまの中—14人のはじめて物語』所収)、現代人文社、2013, pp.214 (199-205)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

宮崎 秀一 (MIYAZAKI,Shuichi)

弘前大学・教育学部・教授

研究者番号：60166147

### (2)研究分担者

飯 考行 (I,Takayuki)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：40367016

平野 潔 (HIRANO,Kiyoshi)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号：70400124

### (3)連携研究者

( )

研究者番号：